

(別記2)

令和8年度

事業計画書 (案)

自 令和 8年 1月 1日
至 令和 8年 12月 31日

第8 事業計画

令和8年度

事業計画（案）

1. 基本方針

近年、組合員の脱退者が増加するなか、ここ数年不漁が続く、特に温暖化による大雨と洪水が発生し、入漁者が減少しました。事業環境も諸物価の高騰で経営に影響を受けておる状況です。経営安定策については各事業実施に際して経費の圧縮に努力してまいりましたがその効果については過小でありました。

今後には於いては過去の事業形態を詳細に調べ、特に収支に於いては綿密な計画を立案することが必要と考えます。

毎年、新規加入者を確保する為に努力しておりますが、社会には魅力のある企画が次々と現れて、漁協への勧誘は難しい局面にあります。今後には於いては自然の魅力を感じられる漁協組合員への加入をホームページをフルに稼働し効果を高めます。

放流事業については、毎年繰り返す自然の猛威により河川環境が大きく変化し、種苗価格も大幅に上昇しておることから、前年の実績を踏まえながら計画を立てております。アユについては価格上昇が大きく、放流量については減じざるを得ません。7年度には天然アユの遡上が稀にみる大量でありました。ついでには、魚道および産卵場の整備が急務であり協議を重ね事業展開をしてまいります。

インターネット遊漁券販売については3年経過しておりますが、順調に販売を伸ばして、収益は増加しております。また、入漁者への監視活動に関しては、システムの活用によりスマートフォンでの確認が出来るために監視員の負担軽減になっております。

子吉川水系漁協の稼ぎ頭であるサクラマス増殖事業については先に、7年度の事業概況に記しておりましたが毎年、稚魚供給には難儀しております。8年度からは象潟の鮭組合との協議で「特別採捕親魚」の受け入れと、採卵・受精・飼育をお願いしており、将来に向けて安定的な供給がなされると思っております。

8年度のサクラマス種苗と発眼卵に関してはイワナの里へ発注しており、先日より快諾を得ております。また、イワナ・ヤマメについてもお願いしております。

アユ種苗については7年度に於いて予想もしない苦境に陥り、放流実績が定まる状態になりましたが、300キロの種苗を確保し、体験放流を2地区で実施できました。

孵化後のアユについては例年、12月下旬頃より「県水産振興センター」から県内の種苗業者に搬出されますが、令和8年1月10日現在に於いて供給されておられません。ついでには昨年のような事態にならないよう、供給不足が生じた場合は「県外産」を調達することも考えております。

河川内の魚類を捕食するカワウについては全県に被害が及んでおり、対策については漁連・県・市と連携し事業を進めておりますが、子吉川水系漁協では「子言ため池」で巢内卵へドライアイス投入による繁殖抑制事業が7年度で3回目となりました。調査をされておる方によると、個体数の増加は抑えられており、今後とも続けるよう指導を受けております。

鳥海ダム関連については、昨年6月14日に本体工事の着工式が現地で行われ、国会議員・県議会議員・市議会議員・各関係機関より多くの方が出席し、式に臨みました。今後、工事の安全を祈願するとともに完成が待ち望まれます。

工事期間に於いては河川環境に悪影響が及ぼさないよう監視を行い、確保している漁業補償金については河川維持と有効に活用するための使途も検討を続けてまい

ります。

漁協の経営については厳しい状況下にあります。組合員のみなさまのご理解とご協力をいただきながら問題点を探るとともに収支バランスが保たれるように努めてまいります。

2. 事業方針

(1) 放流事業

- ・各魚種ごとに費用対効果・放流時期・場所・数量を検討し、魚類の適切な保護や増殖につながるよう計画性のある放流をする。
- ・サクラマス増殖事業に於いては、子吉川水系産の種苗供給を念頭に特別採捕による親魚を確保し、採卵・受精・飼養を「川袋鮭生産組合」にお願いし、安定的な増殖に努める。
- ・アユについて、令和7年度は天然遡上が大量に確認され魚道整備に於いては急がれる状態にあり、頭首工付近では流木や土砂の堆積が散見されておるため随時撤去作業を進め、汲み上げ放流を行う。
- ・各魚の放流時には園児・学童の体験放流を実施し、各地区で親水活動の充実と活性化に努める。

(2) 漁場管理事業

- ・漁場・産卵場・放流場所を整備し、魚類等の生息環境を良好にするとともに漁業者・遊漁者へ安全、安心な漁場を提供する。
- ・漁業者・遊漁者のマナーの向上を諸規則遵守の啓蒙を図るとともに、インターネット監視システムを活用し監視活動・遊漁指導をおこない、遊漁券未購入者の根絶を図る。
- ・河川内や河川に影響を及ぼす工事など、漁業と漁業者に影響を与える工事情報を把握し、漁協ホームページなどにより提供する。
- ・外来魚のブラウントラウトとニジマスの生息が上流域で確認されており、情報把握と駆除等の対応を強化していく。
- ・水系内で増加するカワウについて、調査を実施し実態を把握しながら、追い払いと駆除を行う。

(3) 教育情報活動および催事事業

- ・各地区が主体となり園児・児童を対象に、川に親しむ事業実施については教育活動を支援する。
- ・各地区で開催される催事事業について支援を行う。

- ・新規組合員の確保と遊漁者の誘致・拡大を図るため、漁協ホームページからの情報発信に努める。

3, その他必要な事業

- ・収支バランスの適正化を図るため、計画に基づき収入項目の価格を検討する。
- ・行政・漁連等の事業に積極的に参画し、事業の充実を図る。
- ・河川環境の変化にともなう漁業への影響等の把握と知識習得のため、役員研修や下部組織等の研修を実施する。

4. 放流事業計画

放流量

魚種	アユ	こい	いわな	やまめ	サクラマス	もくずがに
当期放流数	450 kg	230 kg	12,000 尾	18,000 尾	30,000 尾 30,000 粒	1,000 尾
前期放流数	300 kg	230 kg	12,000 尾	18,000 尾	20,000 尾 40,000 粒	1,000 尾

放流事業費

	数量	単価	稚魚代	放流経費	合計	付記
アユ	450 kg	4,600 円	2,277,000 円	348,840 円	2,625,840 円	県漁連指定業者
こい	230 kg	950 円	240,350 円	62,250 円	302,600 円	県漁連指定業者
いわな	12,000 尾	16 円	211,200 円	151,050 円	679,050 円	県漁連指定業者
やまめ	18,000 尾	16 円	316,800 円			県漁連指定業者
サクラマス	30,000 尾	22 円	726,000 円	108,000 円	1,054,650 円	イワナの里
	30,000 粒	5.5 円	181,500 円	39,150 円		イワナの里
(親魚対策)				52,770 円	52,770 円	子吉川産の親魚採捕
もくずがに	1,000 尾	56 円	61,600 円	9,840 円	71,440 円	山形県栽培振興センター
計			4,022,450 円	771,900 円	4,794,350 円	

註

1. 単価には消費税を含まない
2. あゆは春の遡上数の状況によっては放流数を変更する場合がある。
3. 各地区河川への放流数量は放流事業部会で協議し、理事会で決定する

令和8年度収支計画（案）

令和8年1月1日～令和8年12月31日

指導事業収支

(単位 円)

	科 目	本年度予算額	前年度決算額	差引増減	備 考
収 入	(1) 指導事業賦課金	2,200,000	2,181,000	19,000	
	(一) 賦課金仮受金	0	0	0	
	(2) 繰入教育情報資金	0	0	0	
	(3) 受入漁業料	5,400,000	4,997,100	402,900	
	(4) 指導事業補助金	1,000,000	1,067,350	△ 67,350	自前年度繰越
	(5) 指導事業助成金	70,000	0	70,000	
	(6) 指導事業雑収入（協力金）	500,000	469,134	30,866	
	(収入合計)	9,170,000	8,714,584	455,416	
支 出	(1) 教育情報費	0	0	0	
	(2) 繁殖保護費	4,800,000	3,015,290	1,784,710	
	(3) 漁場管理費	1,450,000	1,770,984	△ 320,984	
	(支出合計)	6,250,000	4,786,274	1,463,726	
	差 引 額	2,920,000	3,928,310	△ 1,008,310	

事業管理費等

損益計算書科目	内 訳 科 目	本年度予算額	前年度決算額	差引増減	備 考
人 件 費	(1) 役員報酬	695,000	695,000	0	
	(2) 給料手当	0	0	0	
	賞与引当金戻入(控除)	0	0	0	
	(3) 賞与引当金繰入	0	0	0	
	(4) 法定福利費	0	0	0	
	(5) 厚生費	0	0	0	
	(6) 退任慰労金	0	0	0	
旅費交通費		150,000	156,317	△ 6,317	
業 務 費	(1) 会議費	400,000	414,472	△ 14,472	
	(2) 接待交際費	0	0	0	
	(3) 広告宣伝費	30,000	77,880	△ 47,880	
	(4) 通信費	50,000	78,710	△ 28,710	
	(5) 印刷消耗品費	400,000	498,525	△ 98,525	
	(6) 図書研修費	3,000	3,000	0	
	(7) 事務委託費	940,000	860,650	79,350	
諸税負担金	(1) 租税公課	0	0	0	
	(2) 支払賦課金	270,000	274,700	△ 4,700	
	(3) 負担金	0	0	0	
施 設 費	(1) 保守修繕費	0	0	0	
	(2) 保険料	0	0	0	
	(3) 水道光熱費	0	0	0	
	(4) 賃借料	50,000	50,000	0	
	(5) 消耗備品費	0	45,032	△ 45,032	
	(6) 車両経費	0	0	0	
	(7) 施設管理費	0	0	0	
減価償却費		0	0	0	
雑 費		40,000	43,441	△ 3,441	
その他損益	事業外収益	400,000	473,735	△ 73,735	
	事業外費用	0	0	0	
	特別利益	0	0	0	
	特別損失	0	0	0	
法人税・住民税		72,000	71,600	400	
	当期損益	220,000	1,132,718	1,518,192	

1/18-1/20/2022

議案 7

子吉川水系漁業協同組合内共第23号第五種共同漁業権行使規則の一部内容変更について

1 変更する内容

規則第9条に記載する秋田県内水面漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料を、年間15,000円から20,000円に変更する。

2 変更する時期

令和9年度から適用

3 変更する理由

近年の物価高騰や漁場管理経費の高騰による

参 考

子吉川水系漁業協同組合内共第23号第五種協同漁業権行使規則（抜粋）

（県内共通遊漁券の承認に関する事項）

第9条 この漁場区域において、秋田県内水面漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券を使用使用して遊漁しようとする者は第2条、第7条、前条の規定にかかわらずあらかじめ次の一念あたりの遊漁料を納付し、秋田県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）の承認を受けなければならない。

魚 種	道具・漁法	遊 漁 料
溪流漁 (イワナ、ヤマメ等)	手釣・竿釣	15,000円

(別記3)

漁業法第74条第2項にかかわる増殖および漁業生産力の発展に関する令和7年度報告書

第1 漁業生産力の発展に関する計画の名称

(1)名称

子吉川水系漁業協同組合共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する計画

(2)対象となる漁業権

内共第23号(第五種共同漁業権)

第2 漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法

番号	目標及び方法	実施状況	内容
1	高齢化による組合員の減少を補うため、新組合員を確保する。		
	・各地区ごとに、若者たちをターゲットに確保運動を実施する。	△	新規加入者を脱退者が上回った
	・地区に属さない加入希望者等の募集を行う。	△	新規加入者を脱退者が上回った
2	漁場改善のための取り組みを実施する。		
	・魚種ごとに放流の時期・場所・量を検討し、魚族の適切な保護・増殖につながる放流を実施する。	○	計画量を放流した。
	・地元産さくらます稚魚育成のため親魚を採捕する。	○	採捕を実施、親魚を確保した
	・さくらます回帰の効果を上げるため、稚魚放流とともに発眼卵放流を実施する。	○	計画量を実施した
	・さくらます産卵場所・親魚採捕場所を確保するため河川整備を実施する。	○	親魚確保河川を刈払い等、整備
	・あゆ遡上に合わせ汲み上げ放流を実施する。	×	河川状況により実施できず
	・あゆ遡上に合わせ魚道の土砂浚いを実施する。	○	1ヶ所実施
	・漁連と連携してカワウの定時・定点調査と追い払いを実施する。	○	計画通り実施
	・ドライアイスによる罅での孵化阻止・猟友会との連携による産卵場でのカワウの駆除を実施	○	ドライアイス・猟友会による繁殖抑制・駆除を実施
3	漁場管理を徹底し、遊漁者指導を実施する。		
	・役員・監視員による解禁時期の集中巡回など、効率的な漁場巡回指導を行う	○	例年並みに実施
	・漁業者指導や違法漁法等監視のため、監視員会等を開催し、情報を共有する。	○	インターネット監視講習を含め実施
4	漁協HPにより河川内工事情報や放流情報地図・禁漁区情報等情報などを発信する。		
5	河川内環境維持保全のため、指導・管理を強化する。		
	・随時巡回により河川内の変化を把握、行政や関係団体と情報を共有する。	○	例年通り実施
	・近年発生の続く濁水発生への監視を強化するとともに、行政・関係団体や業者との連携を密にする。	○	濁水監視実施
	・河川内工事に際しては業者と協議、完了まで3回以上の巡回を実施する。	○	例年通り実施
6	漁業活性化のため中長期計画を策定する。		
	・河川内魚類繁殖のため漁業補償金を活用した計画を検討する。	○	計画量を実施した
	・鳥海ダム完成時の周辺整備事業に合わせ、漁業人口を増やすための長期計画を検討する。	×	未実施

漁業法第90条にかかわる令和7年度資源管理等の状況報告

1 資源管理の状況					
漁業権行使規則の取り組み実績					
共同漁業権の資源維持、増殖等のため実施している取り組み		さくらます産卵床・発眼卵着床の調査・整備 (石沢川・八塩沢川・小杉沢川・高口沢川の4か所) さくらます親魚捕獲場所の確保・整備(八塩沢川) カワウの生態調査 (定時定点調査延べ59回 追い払い延べ16回 モニタリング調査4回) カワウ駆除の実施 (埜の子吉溜池でドライアイスによる卵孵化阻止・猟友会による採餌場での駆除出動1回うち発砲1回) 河川環境にかかわる洋上風力会議・業者との打合せ 河川内工事の際の業者との協議と定期巡回・クレームによる緊急出動1回			
その他の取り組み		釣り大会の開催(鳥海) はぜ釣り大会の開催(本荘)			
2 漁場の活用の状況					
漁業権番号	23号	漁業権者	子吉川水系 漁業協同組合	組合員行使権者数	822人 (納入後脱退含む)
内容魚種	組合員行使者件数	延べ操業日数	備考		
さくらます		統計資料無し	行使規則により年間の操業期間は4月1日から8月31日まで		
あゆ		〃	〃	友釣り、竿釣り等は7月1日から10月31日まで 刺し網・投網・地引網は9月15日から10月31日まで やなは9月15日から10月31日まで	
いわな		〃	〃	4月1日から9月20日まで	
やまめ		〃	〃	4月1日から9月20日まで	
こい		〃	〃	1月1日から12月31日まで	
ふな		〃	〃	1月1日から12月31日まで	
うぐい		〃	〃	1月1日から12月31日まで	
やつめ		〃	〃	9月1日から4月30日まで	
もくずがに		〃	〃	4月1日から6月10日及び9月1日から10月31日まで	
遊漁券発行枚数	別頁(19頁)のとおり	魚種別増殖実施量	別頁(19頁)のとおり	魚種別採捕量	統計資料無し

漁業法第74条第2項にかかわる漁業生産力の発展に関する令和8年度計画書

第1 漁業生産力の発展に関する計画の名称

(1)名称

子吉川水系漁業協同組合共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する計画

(2)対象となる漁業権

内共協第23号(第五種共同漁業権)

第2 漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法

番号	目 標 及 び 方 法
1	高齡化による組合員の減少を補うため、新組合員を確保する。 ・各地区ごとに、若者たちをターゲットに確保運動を実施する。 ・地区に属さない加入希望者等の募集を行う。
2	漁場改善のための取り組みを実施する。 ・魚種ごとに放流の時期・場所・量を検討し、魚族の適切な保護・増殖につながる放流を実施する。 ・地元産さくらます稚魚育成のため親魚を採捕する。 ・さくらます回帰の効果を上げるため、稚魚放流とともに発眼卵放流を実施する。 ・さくらます産卵場所・親魚採捕場所を確保するため河川整備を実施する。 ・あゆ遡上に合わせ汲み上げ放流を実施する。 ・あゆ遡上に合わせ魚道の土砂浚いを実施する。 ・漁連と連携してカワウの定時・定点調査と追い払いを実施する。 ・ドライアイスによる罅での孵化阻止・猟友会との連携による産卵場でのカワウの駆除を実施
3	漁場管理を徹底し、遊漁者指導を実施する。 ・役員・監視員による解禁時期の集中巡回など、効率的な漁場巡回指導を行う ・漁業者指導や違法漁法等監視のため、監視委員会等を開催し、情報を共有する。
4	漁協HPにより河川内工事情報や放流情報地図・禁漁区情報等情報などを発信する。
5	河川内環境維持保全のため、指導・管理を強化する。 ・随時巡回により河川内の変化を把握、行政や関係団体と情報を共有する。 ・近年発生が続く濁水発生への監視を強化するとともに、行政・関係団体や業者との連携を密にする。 ・河川内工事に際しては業者と協議、完了まで3回以上の巡回を実施する。
6	漁業活性化のため中長期計画を策定する。 ・河川内魚類繁殖のため漁業補償金を活用した計画を検討する。 ・鳥海ダム完成時の周辺整備事業に合わせ、漁業人口を増やすための長期計画を検討する。

報告

検査結果の通知事項に対する改善状況報告(指摘事項)

検査指摘内容	事実認識	発生原因	新たに改善・対応策 およびその日程
<p>1 法令等遵守態勢</p> <p>法令等遵守態勢について検証したところ、次のとおり不適切な実態が検出されたので、法令、諸規程に従い適正に業務を行う必要がある。</p> <p>(1) 組合員資格審査委員について</p> <p>組合員資格審査委員が、令和7年1月1日から3年間の任期で、新たに委嘱されたが、同組合の資格審査規程第2条第2項に定める「理事会の承認を得て」いないこと。</p>	<p>指摘の通り確認した。</p>	<p>1</p> <p>(1) 資格審査委員の委嘱に際し、理事会に報告はしたものの、承認の行為を怠ったため。</p>	<p>1</p> <p>(1) 今後、委員の任期途中での交代及び任期満了による委員委嘱にあたっては、規程に従い理事会に諮り、承認を得ることとする。</p>